

# 蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した アグリゲーションビジネス支援事業実施要綱

(制定) 令和6年2月29日付5産労産事第529号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京電力エリアにおいて実施するエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの促進を目的として東京都（以下「都」という。）が行う、蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーションビジネス支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

都は、東京都における電力の安定供給を確保することを目的に、東京電力エリアにおいて、バーチャルパワープラント等のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスを行う事業者に対し、その取組に必要な経費の一部を助成する。

## 第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 東京電力エリア 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東のみ。）
- 2 分散型エネルギーリソース（以下「DER」という。） 需要家側エネルギーリソース及び系統に直接接続される発電設備並びに蓄電設備
- 3 需要家側エネルギーリソース（以下「DSR」という。） 需要家の受電点以下に接続されているエネルギーリソース（発電設備、蓄電池設備及び需要設備）
- 4 デマンドレスポンス（以下「DR」という。） DSRを制御することで、電力需要パターンを変化させること
- 5 バーチャルパワープラント（以下「VPP」という。） DERの所有者もしくは第三者が、DERを制御(DSRからの逆潮も含む。)することで発電所と同等の機能を提供すること
- 6 再エネ発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項により認定された発電事業に用いるもののうち、FIT（固定価格買取制度）認定を受けている設備を除く。）
- 7 東京都事業者用登録アグリゲーター（以下「都登録AG（事業者）」という） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15の4号に規定する特定卸供給事業者及び、特定卸供給事業者と契約を締結して、需要家に対してエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスを提供する事業者で、別に定める登録を受けた者
- 8 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス（以下「ERAB」という。） ERABに関するガイドライン（令和2年6月改定 資源エネルギー庁）（以下「ERAB

ガイドライン」という。)に基づき、VPP や DR を用いて一般送配電事業者、小売電気事業者及び需要家といった取引先に対し、調整力、供給力、インバランス回避、電力料金削減、出力制御回避等の各種サービスを提供する事業

9 需要家 東京電力エリアに事業所を所有又は使用する法人又は個人

10 事業所 需要家が東京電力エリアで所有又は使用する、主に事業の用に供する建物

#### 第4 本事業の具体的な内容

##### 1 助成対象事業者

(1) 助成対象事業者は、第4 2に定める助成対象事業を実施する都登録 AG (事業者) 及び需要家とする。

(2) 助成対象外事業者

ア 国又は地方公共団体

イ 暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員等 (暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)

エ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

オ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金交付先として社会通念上適切であると認められないもの

##### 2 助成対象事業

助成対象事業は、次の(1)から(4)までの全ての要件を満たすものとする。

(1) 東京電力エリアで VPP を構築すること

(2) VPP を構築する事業所のうち、少なくとも 1 事業所以上で、本事業を利用して再エネ発電設備、蓄電池、又は再エネ発電設備及び蓄電池を導入すること

(3) 本事業により設備を導入する事業所を所有又は使用する需要家は、都登録 AG (事業者) と ERAB 契約を締結している又は締結予定であること

(4) VPP の取組を 3 年以上実施すること

##### 3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費 (以下「助成対象経費」という。) は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 助成対象事業を実施するために直接必要な、システム基盤 (ハードウェア及びソフトウェアを含む。) の構築・改修等に要する経費

(2) 助成対象事業を実施するために直接必要な、再エネ発電設備の導入に要する経費

(3) 助成対象事業を実施するために直接必要な、蓄電池の導入に要する経費

(4) 助成対象事業を実施するために直接必要な、通信機器の導入に要する経費

#### 4 助成金額

助成金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 3 (1)に規定する経費の2分の1の額とし、上限は1,250万円とする
- (2) 3 (2)に規定する経費の2分の1の額とし、上限は7,500万円とする
- (3) 3 (3)に規定する経費の2分の1の額とし、上限は1億5,000万円とする
- (4) 3 (4)に規定する経費の2分の1の額とし、上限は50万円とする

#### 5 助成対象事業者による報告等

##### (1) 助成対象事業者による報告等

助成対象事業者は、次に掲げる事項について、別に定める日までに、都へ報告すること。ただし、助成対象事業者が需要家である場合は、当該需要家とERAB契約を締結する都登録AG（事業者）が、都への報告を実施すること

ア VPPの取組内容及び効果

##### (2) 都による指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、本事業の実施に関する指導及び助言を行うことができる。

#### 6 助成事業の事業成果発表

助成対象事業を実施した助成対象事業者は、都が実施する説明会等において本事業の成果等の発表に協力すること。

#### 7 助成事業の公表

都は、ホームページ等で、助成金の交付が決定された事業に係る助成対象事業の実施結果を公表できるものとする。

### 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
  - (1) 2の基金を原資として、第4による助成金の交付を行うこと。
  - (2) 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

### 第6 本事業の実施期間

- 1 第4 による助成金の交付申請の募集は、令和6年度から令和8年度まで行う。
- 2 第4 による助成金の交付は、令和6年度から令和10年度まで行う。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年2月29日付5産労産事第529号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。